

〔その他〕

## 〔随想〕 批判的精神

西 山 豊

はじめに

私は2019年3月をもって大阪経済大学（以下「大経大」と略す）を退職し5年が経過した。現在は後期高齢者になり体力的には老化が進んでいるが、時間的ゆとりがあるので趣味の研究は進み、大阪経大論集に3件の論考を発表することができた<sup>[1][2][3]</sup>。

大阪経大論集は機関リポジトリで論文をPDFで閲覧できるようになっている。またJ-Stageにも登録されていて、日本、あるいは世界で誰もが閲覧することができる。私が大経大に赴任した1985年当時は紙媒体であったため、こういうことは考えられなかった。自分が書いた論考がきちんと掲載されているか確認するとともに、元同僚がどうしているかなと他の執筆者に目をやると人間科学部の城達也さんが投稿されていた<sup>[4][5][6]</sup>。本学の現状と将来を憂えている記事だった。何を憂えているかは読めばわかる。私は彼とある時期に正義のために行動を共にしたことがある（後述）。

私はブーメランや数学パズルなど趣味の研究を主に行ってきたが、時おり電子体温計（1987年）や中央道笹子トンネル天井板崩落事故（2012年）、巨大組体操批判（2015年）など社会的なテーマにも取り組んだ。物事を鵜呑みにするのではなく疑って見る、つまり批判的精神でみれば真相が見えてくることを経験した。批判的精神は外部に対してだけでなく内部に対しても、つまり私たちの働く職場にも向けることが大切で、私は貴重なことを学んだので、それを教職員の皆様にも知っていただきたく思い記事にまとめることにした。

## 1. 発議 B

2010年は、大経大で3年に一度の学長選挙がある年だった。若手の教員 M さんは、入試関連業務で一緒することはあったが、まさか、このような会話をするとは思わなかった。M さんは私に大経大の学長選考規程（2007年版）を見せ、これをどう思うかと尋ねた。

私は、教授会の配布資料で選考規程を何度か見ているが、どこが問題なのかすぐには分からなかった。学長選挙は3年に一度行われること、本学専任教員と専任職員を選挙人とする直接選挙であること、選挙は第1次選挙と第2次選挙の2回にわけて行われること、第1次選挙は2名連記であることを知っていたが、このどこに問題があるのか、これがどうしたのと問い返すと、M さんはここですと指さした。

\*\*\*

## (第1次選挙)

第8条 第1次選挙は、第2条に定める学長候補者について第6条に定める選挙権者により2名連記、無記名投票で行い、有効投票の得票者上位2名（末位が複数のときは、その全員を含む）を第2次選挙の学長候補者とする。

\*\*\*

「2名連記、無記名投票で行い、得票者上位2名を第2次選挙の候補者とする」

「2名連記」で「得票者上位2名」

私は、第8条を何度か読み返すうちに、これは大変なことが起こっているのではないかと胸騒ぎがした。

「2名連記，2名選出」

確かに変だ、こんな規程いつからこうなったのか、古い規程はどうなっているのか？と私の脳裏を電流が走る。私は大経大に1985年に赴任しているのでF館の個人研究室には古い規程集があるのでそれを見てもみようということになった。風雨の激しい夜だったので移動中にMさんのビニール傘の骨が1本折れたが、それより旧規程で確認するのが先決だと急いだ。研究室の書架の片隅に規程集のバインダーがあり、普段はほとんど見ることがないが、赴任以来の規程の改廃がしっかり保存してあった。

1985年は理事長が学長を兼ねていて、学長選挙は間接選挙だった。昭和35年（1960年）の規定で選挙が行われていた<sup>[7]</sup>。

1992年から選挙は直接選挙となり、規程が大きく改正される<sup>[8]</sup>。改正の主な点は、1次選挙と2次選挙があり、1次選挙は専任教員と専任職員による投票で、2名連記とし得票者上位3名を2次選挙の候補者とする。2次選挙は専任教員のみによる投票で行うことだった。

「2名連記，無記名投票で行い，得票者上位3名を第2次選挙の候補者とする」

私は、これだと確信した。1992年規程の「得票者上位3名」がいつ「得票者上位2名」に変えられたのか。1985年に大経大に赴任して25年もたつのにどうしてこんな重要なことに気づかなかったのか、いったい誰がこんなことをしたのかと、さまざまな思いが私の頭を巡らした。

2004年に規程が改正されている<sup>[9]</sup>。改正の主な点は、

- (1) 2次選挙においても職員参加（第9条）
- (2) 1次選挙で得票者上位3名を上位2名に（第8条）

の2点である。これらの改正は教職員からの一般発議から始まり、発議の投票によって改正された。上記(1)を発議A、(2)を発議Bとよぶことにすると、発議Bは改正ではなく、特定グループに有利な改悪であった<sup>[10]</sup>。

## 2. 学長選挙の推移

2010年4月9日、選挙管理委員会（選管）が一斉配信した本学の選考規程を見ながら、赴任して5年目のM（経済）さんは、本学の規程がおかしいことを見抜き、規程改正の

ための発議を提案した（4月14日）。その要点は、第8条の（第1次選挙）において、2名連記で得票者上位2名を（第2次選挙）の候補者とするのは、小選挙区制を、さらにレベルを落としたものであるので、上位5名とすることだ。Mさんの提案を受けて、私は「形を変えた小選挙区制」という記事を一齐配信した（4月16日）。その後、K（経営）さんも同じ立場で意見表明された。規程がおかしいと気づいたのは、本学に赴任された若い教員が中心であった。

規程改正のために4学部の教員が意見交換した結果、年長者である私が発議代表者となり71名の発議署名を集めた。この数は全有権者（242名）の4分の1（61名）以上を満たしていて、発議は選管に受理され公示された（5月6日）。そして発議の投票が行われた結果は、全有権者数242名、投票総数176名（投票率72.7%）、有効票174票、規程改正を可とする140票、否とする29票、白票5票、無効票2票であり、可とする票が3分の2（118名）以上となり、規程の改正は成立した（5月28日）<sup>[11]</sup>。

2004年の規程で、どうして発議Bのような改正（「2名連記，3名選出」から「2名連記，2名選出」）が行われたかを理解するためには、大経大の学長選挙の推移（1985年～2007年）を知るとよい。

1960年（昭和35年）規定<sup>[7]</sup>による選挙は間接選挙で、1986年と1989年の2回が行われているが、グループ間で激しく対立することはなかった。

1992年規程<sup>[8]</sup>による選挙は直接選挙で、1992年、1995年、1998年、2001年の4回が行われている。1992年の学長をAグループとすると、1995年の学長はBグループ、1998年はAグループ、2001年はBグループであり、大経大としては学内のバランスが保たれていたように思う。

2001年の学長選挙で教員と職員による1次選挙で選ばれた得票者上位3名は、Aグループ、Aグループ、Bグループの順で3名だった。ところが教員による2次選挙では順位3番のBグループの候補者が選出されるという逆転現象が起きた。これを不満とするAグループは、この時点から2004年規程改正を検討していたと思われる。Aグループに有利な改正とは、1次選挙だけでなく2次選挙にも職員を参加させること（発議A）と1次選挙で「2名連記，2名選出」とすること（発議B）で、Bグループの候補者が2次選挙に進むのを封じたのである。こうして、2004年規程<sup>[9]</sup>による選挙は2004年と2007年の2回が行われていて、Aグループの学長が選ばれている。

私（当時）は以上のことをわかりやすく説明するため「学長選挙の謎を解く」という記事をまとめ、教職員に一齐配信した<sup>[12]</sup>。

### 3. 戦後学生運動の影

大経大の学長選挙における奇妙な現象を理解するには、60年安保、70年安保に代表される戦後日本の学生運動について語らざるを得ない。安保破棄、安保粉碎など令和の日本にこれが通ずるわけがない。これをすればソ連や中国、北朝鮮が一気に攻めてくるに違いない。当時の学生が真剣に安保破棄、安保粉碎を叫んでいたという事実を時代的背景ととも

に理解していただければ幸いです。以下は私の反省文でもある。

私は1967年～1971年のいわゆる70年安保を前後して学生時代を過ごした。私は団塊の世代で、小学一年生から生徒数がひとクラス50余人で身動きできない状況が高校まで続く。大学の講義はマスプロ教育で教授の顔がかすんで見えた。戦後生まれの学生は総じて貧困で、入学したのはいいものの、学費を稼ぐため一年間休学する学生もいた。また、国内では水俣病をはじめとする公害問題、国外ではベトナム戦争の激化と社会問題が噴出していた。それまでの大学受験勉強とは打って変わって学生運動に傾倒する学生が多かったように思う。

多くの学生は何らかの形で学生運動に参加していた。政治的無関心（ノンポリ）とよばれる学生は少数だった。その学生運動もマルクス・レーニン主義など社会主義的な色彩が濃く、民青や共産党に加入する学生も多かった。中核派、社学同、革マル派など（のちに全共闘）は、共産党と対立しているが元は共産党から分かれた集団である。

共産党は、1989年旧ソ連が崩壊するまで、安保破棄・諸要求貫徹、民族民主統一戦線による民主主義革命を目指していたし、国政選挙や知事選挙で前進したこともあって、70年代の遅くない時期に民主連合政府を樹立することを目標にしていた。当時の学生は、ソ連や中国、北ベトナムなどの社会主義国に憧れのようなものがあった。ソ連がおかしいことはソルジェニーツィン『収容所群島』1973年で早い時点で指摘されていたが。

どれだけ激しい学生運動に参加していても、民間企業に就職して一年もすれば潰れる。マルクス・レーニン主義が現実の社会に通用するはずがない。大学教員は特殊な環境にいる。共産党にとっては革命が目的なので、大学、地域、職場は民主化の対象になる。民主化つまり共産党と共産党の支持者で固めることだ。国公立、私立大学の教員の多くは60年安保、70年安保に影響を受けた人が多いのではないか。

私は、革命の為、就職するなら基幹産業だなどと22歳（1971年）のとき馬鹿な夢を見ていた。就職した外資系のコンピュータ会社は日本の労使慣行を認めず、労働組合を作ること、ビラまきも許可しなかった。学生運動の勢いで組合活動に没頭したため、24歳の時、中央執行委員会議（藤沢市）からの帰り、クモ膜下出血で倒れ九死に一生を得て目が覚めた。それでも始めた組合活動を投げ出すわけにはいかず、不当労働行為を地方労働委員会に提訴し、中央労働委員会で和解を勝ち取り、組織率3%の少数組合だったが労働組合の存在が認められるまでに至った。

会社には14年間勤務したことになる。1985年、縁あって大経大の情報処理担当の講師として迎えていただいた。私は大経大の学長選挙でいえばAグループに属していた。学内政治にはほとんど関心がなく、立ち上がったばかりの情報処理教育に専念し、暇をみてはブーメランや数学パズルの趣味の研究を行っていた。私は、旧ソ連が崩壊する1989年の40歳の少し前に共産党をやめた。学生時代の思想を一生貫くという教員もいるが、私にはできなかった。

共産党は民主集中制を組織原則としていて、組織の統率力が強い。学長選挙の1次選挙で2名連記の場合「誰と誰に投票するように」と指示がおりる。各教職員が自由に2名を

選んで書くのではない。このような特定の組織が選挙に関わってくると「2名連記，2名選出」には特別な意味を持ってくる。思想・良心の自由（第19条），信教の自由（第20条）は憲法で保障されているが，特定政党，特定宗教団体が公的な学長選挙に政治的介入するのは間違いだと思う。だから発議Bのような党派的対応をしてはならない。

#### 4. 作られた偶像

さて，大経大の2010年の学長選挙は，1次選挙で「2名連記，5名選出」になったことで，公平な選挙が実現されたことになった。5名選出の中から3名の立候補の表明があり，2次選挙が行われ，最終的にはAグループの候補者が選出された。2010年の学長選考規程の改正は，してもしなくても同じではないかという意見もあるが，それは違う。少なくとも2次選挙が公平で意味のあるものとなった。

私は2010年の発議代表になってから退職の2019年まで，Aグループからは「危険人物」とみなされるようになった。私は，発議Bのように姑息な手段を考えるようなAグループであるので，彼らの言葉や行動に対して，以前より批判的，懐疑的になっていた。

2010年の学長は創設者・黒正巖博士に対する思い入れが強く，これまでの学長はこんなことを言っていたのかなと疑うことしばしばであった。2015年度入学式の式辞で「道理貫天地は，世界で，また日本でオンリーワンの大経大にしかない言葉です」と新生に言っている<sup>[13]</sup>。「道理貫天地」は確かに黒正巖の墨書にある。しかし，これが世界で，日本で唯一の大経大にしかない言葉なのか？ 京都の「哲学の道」の呼称は黒正巖による。これについても本当かなと思う。

2010年学長が編著書となっている『黒正巖と日本経済学』<sup>[14]</sup>のあるページを読んでいて，違和感を覚えた。それは「座談会：黒正巖先生を語る—リベラリストの面目躍如」の箇所です。大経大同窓会の同窓会誌『澱江』第5号<sup>[15]</sup>からの引用である。編著書には「なお，読みやすくするために若干の加筆修正を行いました」とあるが，それでも何かあると直観した私は，『澱江』第5号を閲覧できる手立てはないかと考えた。同窓会に問い合わせればよいが，私はすでに「危険人物」でAグループの監視下にあった。苦労の末，大経大図書館の閉架図書の片隅に冊子を見つけた。こんな作業をする教職員は誰もいないが。なお現在，『澱江』のアーカイブは，大経大大樟会（同窓会）のWEBサイトで一般公開されている<sup>[16]</sup>。

中見出しが編者によって変えられている（表1）。引用元の『澱江』は12個の中見出しがあり，『黒正巖と日本経済学』では10個に統合，編集がされている。私が特に違和感を覚えたのは3の「リベラルで学識のある人」と10の「自由と融和の黒正イズム」である。

「久野先生のこと」が削除されているのは，この編著が黒正巖の本であるので，久野収（1910-1999）や菅野和太郎（1895-1976）が表に出ないことを配慮しているのはわかるが，黒正巖がどうしてリベラルなのか，リベラルなのは治安維持法で検挙された久野収ではなかったか。リベラルな久野を匿ってやったのだから黒正もリベラルであるとは限らない。黒正は面倒見がよかったと考えるのが自然だ。

表1 座談会：黒正巖先生を語るーリベラリストの面目躍如（中見出し対応）

『黒正巖と日本経済学』2005年		『澱江』第5号, 1969年(引用元)	
1	昭和高商の開学	1	昭和高商の開学
2	人の“和”	2	人の“和”
3	リベラルで学識のある人	3	学識と金のある人
		4	久野先生のこと
4	牛尾となるよりも鶏頭となれ	5	電車が遅れることもある
5	ガンバリズムのもと、皆勤だった六高時代	6	皆勤だった六高時代
6	故郷岡山での黒正先生	7	受験生にも盃
7	女子経専へ転向	8	女子経専へ転向
8	高商で唯一のゼミナール	9	高商でもゼミナール
9	全校一致団結して新制大学へ昇格	10	大学昇格への条件
		11	全校一致団結して
10	自由と融和の黒正イズム	12	融和の精神

黒正はリベラリストであったのか、黒正は自由主義者であったのか。黒正は戦前、戦中に「フアツシヨの日本」や「ナチス独逸は亡びず」、「労働に歓喜するドイツ青年」の著作を残している<sup>[17][18][19]</sup>。昭和高商の創設者のひとり菅野和太郎も戦後公職追放の時期があったが、この時代の大学人が自由思想を持っていたとは考えにくい。黒正は54歳の若さで急逝しているが、もし延命であったならリベラリスト、自由主義者になっていたかもしれないが、1949年時点の黒正に編者の願望を重ねるのは間違いである。

黒正の墨書に「道理貫天地」はあっても「自由と融和」はない。大経大の学歌（作詞：秋本吉郎，作曲：柴田南雄，1950年）の二番に「確（し）かと植えた融和の象徴（シンボル）」「繁れ自由の花さく学園」という節がある。ここで「自由」という言葉が出てくるが「融和」の方が先である。当時の状況としては「自由」はそれほど流布していなかった。

12の「融和の精神」が10の「自由と融和の黒正イズム」に変えられている。「融和」の前に「自由」が追加されている。座談会の発言で「自由」という言葉がその節内にあるのか丁寧に調べてみた。「自由」はどこにもなかった。

渡辺達好氏の発言には「そういう点先生のご存命中から今日まで融和の精神が受けつがれ、なおかつ現在でもそういう精神が流れておるのじゃないかと考えます」（『澱江』引用元）とあり、ここから中見出しの「融和の精神」になったと考えられる<sup>[15]</sup>。『黒正巖と日本経済学』では「そういう点、先生のご存命中から今日まで自由と融和の精神が受け継がれ、…」となっていた（下線は西山）<sup>[14]</sup>。

私は唾然とした。中見出しを変更したのはいいが、本文との辻褄が合わなくなり本文（発言内容）まで変えてしまったので、これは学術書（日本経済史研究所の研究叢書）としては完全にアウトではないか。私は森進一の「おふくろさん」騒動（2007年）を思い出した。川内康範が作詞した「おふくろさん」の歌詞に森進一が勝手に自分の言葉を追加して歌ったのである。著作権法では同一性保持権違反になる。「おふくろさん」は川内康範

の歌詞であり森進一の歌詞ではない。同様に渡辺達好氏の発言内容を編者の都合で勝手に改変してはならない。

大経大の建学の精神「自由と融和」は黒正が初代学長の1949年時点で確立していたのだろうか？ 座談会の最後の部分に「先ほどから言われたことを適切な言葉として、いわゆる建学の精神—なにか言葉の上で、そういうものが欲しいような感じがします」とあるように、1969年当時はまだ確立していないということだ。

では、一体いつから誰が唱えたのか。『澱江』のアーカイブから歴代理事長、学長のメッセージを辿ってみると、第24号（1988年）に鈴木亨理事長のメッセージ「都市型大学をめざし、自由と融和の 塾的精神のもと、感性豊かな一人びとりを 世の中へ」がある。また前号の第23号（1987年）に鈴木理事長の記事「風と雲によせて」の中で、彫刻家流政之氏から建学の精神をたずねられたとき、「自由と融和の精神である」と答えたところ<sup>[6]</sup>。

この件はじっくり検証をしなければならないが、「自由と融和」は黒正巖のことば（1949年）ではなく、鈴木亨のことば（1987年）であるとした方が自然だ。立派な創設者がいて、その人の言葉はこれだとした方が単純でわかりやすいが、創設者が急逝したため、その後の教職員、学生、OB、OGが建学の精神「自由と融和」を作り上げてきたのではないか。その私たち教職員、同窓会のたゆまぬ努力に自信を持ってもいいのではと思う。創設者黒正巖の言葉や行動はありのままを伝え、黒正巖という偶像を作ってはならない。

#### 参考文献・資料

- [1] Yutaka Nishiyama, A Dynamic Interference Model for Benham's Top, Osaka Keidai Ronshu, vol. 74, no. 1, pp. 99-110, 2023.
- [2] 西山豊「ベンハムのコマにおける動的干渉モデル」『大阪経大論集』vol. 74, no. 2, pp. 55-66, 2023.
- [3] 西山豊「花びらの数はフィボナッチ数」は本当か?」『大阪経大論集』vol. 74, no. 6, pp. 125-139, 2024.
- [4] 城達也「<論考>「コンプライアンス」違反はどっちだ? —この時代に混乱する大学組織の現状分析」『大阪経大論集』vol. 73, no. 6, pp. 21-48, 2023.
- [5] 城達也「<書評> 柴谷篤弘『われらが内なる隠蔽』径書房, 1997年—「暴露」という戦略の考察」『大阪経大論集』vol. 74, no. 5, pp. 143-148, 2024.
- [6] 城達也「<黒木賢一先生追想> 黒木先生の大経大一頂いた二冊の本と、人間科学部の昔話と」『大阪経大論集』vol. 74, no. 6, pp. 255-267, 2024.
- [7] 学長選考規定, 1960年  
<https://yutaka-nishiyama.sakura.ne.jp/oue/kitei1960.pdf>  
 第六条 学長選挙の選挙権を有するものは、選挙公示の日に本学に在職するすべての専任教員とする。  
 第七条 学長候補者を選考するため、教授会は学長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を組織する。  
 第八条 推薦委員会は委員七名を以て組織する。うち二名は理事である専任教員が互選し、五名はその他の専任教員が互選する。

第九条 推薦委員会は学長候補者として三名以内を推薦しなければならない。

第十条 推薦委員会は本規定施行細則により、運営されるものとする。

第十一条 選挙権有資格者は、推薦委員会より推薦せられた候補者につき、投票により選挙を行う。

[8] 学長選考規程, 1992年

<https://yutaka-nishiyama.sakura.ne.jp/oue/kitei1992.pdf>

(選挙権者)

第6条 学長候補者選挙の選挙権を有する者は、選挙公示の日に本学に在職する次の者とする。

(1) 本学の専任教員

(2) 本学の専任職員

(第1次選挙)

第8条 第1次選挙は、第2条に定める学長候補者について第6条に定める選挙権者により2名連記、無記名投票で行い、有効投票の得票者上位3名(末位が複数のときは、その全員を含む)を第2次選挙の学長候補者とする。

(第2次選挙)

第9条 第2次選挙は、前条によって選出された学長候補者について、第6条第1号に定める者によって単記、無記名投票で行う。

[9] 学長選考規程, 2004年

<https://yutaka-nishiyama.sakura.ne.jp/oue/kitei2004.pdf>

(選挙権者)

第6条 学長候補者選挙の選挙権を有する者は、選挙公示の日に本学に在職する次の者とする。

(1) 本学の専任教員

(2) 本学の専任職員

(第1次選挙)

第8条 第1次選挙は、第2条に定める学長候補者について第6条に定める選挙権者により2名連記、無記名投票で行い、有効投票の得票者上位2名(末位が複数のときは、その全員を含む)を第2次選挙の学長候補者とする。

(第2次選挙)

第9条 第2次選挙は、前条によって選出された学長候補者について、第6条に定める者によって単記、無記名投票で行う。

[10] 教職員5名による呼びかけ「規程改正発議にご署名とご支持をお願いします」(いわゆる発議Bの署名依頼ビラ), 2004年9月22日

[11] 学長選考規程, 2010年

(第1次選挙)

第8条 第1次選挙は、第2条に定める学長候補者について第6条に定める選挙権者により2名連記、無記名投票で行い、有効投票の得票者上位5名(末位が複数のときは、その全員を含む)を第2次選挙の学長候補者とする。

[12] 西山豊「学長選挙の謎を解く」2010年6月7日(同7月29日改訂)

[13] 大阪経済大学大樟会(同窓会)本部だより, 2015年度入学式行われる, 徳永学長式辞

## (要旨)

「第三は、本学の前身の昭和高等商業学校の校長で、本学の初代学長を務めた黒正巖博士の言葉に『道理貫天地』があります。これは世界で、また日本でオンリーワンの大経大にしかない言葉です。道理とは何なのか？人の生きる道。道理は世界を、そして目に見えない天地を貫いていると黒正博士は言われています。各人各様の解釈でかまいません。正解はないのです。大経大にしかないこの言葉。皆さん、考えてみてください。」

<https://www.osaka-ue-denko.com/archive/report/2015/nyugaku.html>

[14] 徳永光俊編『黒正巖と日本経済学』（大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第15冊）思文閣出版，2005年，pp. 203-224

[15] 大阪経済大学同窓会「座談会：黒正巖先生を語るーリベラリストの面目躍如」『澱江』第5号，1969年，pp. 17-24

[https://my.ebook5.net/okusu\\_denko/denko5/](https://my.ebook5.net/okusu_denko/denko5/)

[16] 大阪経済大学大樟会（同窓会）同窓会雑誌『澱江』DENKO アーカイブ

<https://www.osaka-ue-denko.com/denko/>

[17] 黒正巖「ファツシヨの日本」『大大阪』8巻7号，昭和7年7月

[18] 黒正巖「ナチス独逸は亡びず」『日本評論』11巻7号，昭和11年（1936年），pp. 73-79.

[19] 黒正巖「労働に歓喜するドイツ青年」大阪朝日新聞，昭和11年6月7-9，11日

（上記 URL の最終閲覧日：2024年5月1日）